

重要事項説明書（居宅介護支援）

1. サービス内容

- 【1】 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むのに必要なサービスを適切に利用できるよう、独自のアセスメント表を用い利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当するもの等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- 【2】 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- 【3】 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、に原案に基づく居宅サービス計画書を作成し、サービス担当者会議において説明し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、利用者及び居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業所に居宅サービス計画を交付します。（居宅サービス計画の変更・更新時も含みます）
- 【4】 事業者は居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うために、少なくとも一月一回、利用者の居宅に訪問し、利用者に面接するとともに一月一回、モニタリングの結果を記録します。
- 【5】 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行います。
- 【6】 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になること等の予防に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に充分配慮いたします。
- 【7】 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 【8】 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、法令に定める場合や利用者が同意した居宅サービス計画に記載された事業者に対する情報提供を行う場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。また、従業者でなくなった後も同じ扱いとします。

	加算名	加算額	内容・回数等
要 介 護 度 に よ る 区 分 な し	初回加算	3,252 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 I	2710 円	入院当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(I) * 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む
	入院時情報連携加算 II	2168 円	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(II) * 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む
	退院・退所加算 (I) イ	4,878 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (I) イ 連携1回 (I) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による) (II) イ 連携2回以上 (II) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加) (III) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算 (I) ロ	6,504 円	
	退院・退所加算 (II) イ	6,504 円	
	退院・退所加算 (II) ロ	8,130 円	
	退院・退所加算 (III)	9,756 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	
通院時情報連携加算	542 円	医療機関への受診同席、必要な情報を提供する場合	

6. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

7. 事業所の概要

事業所名及び所在地	ぐるんとびーケアプランセンター	藤沢市石川 693-6
提供サービス及び指定番号	居宅介護支援事業所	1472206661
通常サービス実施地域	藤沢市	

8. 事業所職員体制

管理者（介護支援専門員）常勤 1名 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員 常勤専従 3名以上

9. 営業時間

サービス時間	平日・祝祭日	土曜日	日曜日
	8:30~17:30	休み	休み

※年末年始「12/29~1/3」緊急時は別の扱いとなります

10. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

当社お客様相談窓口 電話 0466-21-9091（担当：管理者）

FAX 0466-47-7757

○公的機関においても、下記の機関において苦情申請等が出来ます。

藤沢市介護保険課 0466-50-8270

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連） 045-329-3447

11. 当社の概要

名称：株式会社ぐるんとびー

代表取締役：菅原 健介

本社所在地：藤沢市大庭 5682-6 パークサイド駒寄 3-612

電話：0466-54-7006

12. 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 【1】 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 小林紀子

- 【2】 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- 【3】 虐待防止の為の指針を整備します。

- 【4】 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

13. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 【1】 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- 【2】 事業所における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備しています。

- 【3】 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13.業務継続計画の策定について

- 【1】 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時での体制で早期の業務再開を図る為に計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 【2】 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- 【3】 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14.ハラスメント強化について

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化などの必要な措置を講じます

15.記録の整備について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供終了日から5年間保存します。

その他

○公正中立に関するもの

- [1] サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。
- [2] 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

○医療機関との連携に関するもの

- [3] 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えて貰うよう依頼します。
- [4] 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に関わる情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に関わる情報のうち必要と認めるものを主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- [5] 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付致します。
- [6] 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

令和 年 月 日

事業者) 所在地 藤沢市大庭 5682-6 パークサイド駒寄 3-612

事業社名 株式会社ぐるんとびー

代表者名 菅原 健介

説明者)

重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者)

住所

氏名

(家族及び代理人を選任した場合)

住所

氏名

契約書（居宅介護支援）

第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者が自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用出来るよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、当該計画に基づいて適切なサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。

第2条（契約期間）

- 【1】 この契約期間は、令和 年 月 日から要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 【2】 上記の契約期間満了日の1ヶ月前までに利用者から事業者に対して、文書又は口頭による契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅介護支援の担当者）

- 【1】 事業者は、介護支援の担当者として居宅介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 【2】 事業者は、利用者の状況とその意向に配慮して担当者を選任・変更します。
- 【3】 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

第4条（居宅サービス計画の変更等）

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整を行います。

第5条（サービス提供の記録等）

- 【1】 事業者は、定期的にサービス計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況进行评估し結果を「居宅サービス記録書」等に記録作成します。
- 【2】 事業者は、サービスを終了してから後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1ヶ月以上の予告期間を持って、この契約を解除する事が出来ます。

第7条（事業者の解除権）

- 【1】 事業者は、人員不足等やむをえない事情により契約を継続する事が困難となった場合は、1ヶ月以上の予告期間を持って、この契約を解除する事が出来ます。
- 【2】 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、直ちにこの契約を解除する事が出来ます。

第8条（契約の終了）

- 【1】 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。
 - (1) 2条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間満了時
 - (2) 6条で定める条件が満たされ、かつ予告期間満了時
 - (3) 7条で定める条件が満たされ、かつ予告期間満了時
 - (4) 次の理由で利用者にサービスが供給できなくなった時
 - イ. 利用者が要介護認定を受けられなかった時
 - ロ. 介護保険施設に入所した場合
 - ハ. 病院などの医療機関に6か月以上入院した場合
 - ニ. 利用者が死亡した時
- 【2】 事業者は契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者への関係記録（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係わる市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

第9条（事故時の対応）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 10 条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、法令に定める場合や利用者が同意した居宅サービス計画に記載された事業者に対する情報提供を行う場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

第 11 条（苦情対応）

- 【1】 利用者は、提供した居宅介護支援または居宅サービスに苦情がある場合には、事業者・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 【2】 事業者は、苦情対応の窓口およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 【3】 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った事を理由として何ら不利益な取り扱いをする事はありません。

第 12 条（契約外条項など）

この契約および介護保険法とその他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。

令和 年 月 日

事業者) 所在地 藤沢市大庭 5682-6 パークサイド駒寄 3-612

事業社名 株式会社ぐるんとびー

代表者名 菅原 健介

説明者)

上記、契約事項の説明を受け同意し、ここに契約いたします。

(利用者)

住所

氏名

(家族及び代理人を選任した場合)

住所

氏名